

答 申 書

(案)

平成27年 月

三条市廃棄物減量等推進審議会

## 1 審議会の検討経緯

本市では、これまでの審議会の答申を受け、分別収集や家庭系ごみの有料化などに関する施策を推進し、ごみの減量化及び資源化に一定の成果を上げてきた。しかし、前回（平成 20 年 1 月）の答申から 7 年以上が経過している中で、本市においては平成 24 年 7 月に新清掃センターを供用開始し、また、国においては廃棄物の更なる資源化を促進するため、平成 25 年 4 月に「使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」（以下「小型家電リサイクル法」という。）が施行されるなど、廃棄物を巡る環境が刻々と変化してきている。我が国では急速な少子高齢化が進んでおり、加えて、地方においては急速な人口減少が同時に進行している。

当審議会では、このような状況下において、今後ごみの減量化及び資源化にどう対応していくべきか調査・審議することとし、平成 26 年 8 月 7 日の第 1 回審議会において、処理経費のあり方、事業系ごみの減量化方策等、3R<sup>1</sup>の推進の 3 項目を大きな柱として検討を進めることとした。

調査・審議に当たっては、前回の答申内容の達成状況を始め本市のごみの排出量・処理経費の推移、県内 20 市における処理経費内訳及びごみ排出割合などの関係資料を基に、これまでに審議会を 7 回開催し、様々な角度から検討を重ねてきたところである。

以下、当審議会において議論した内容について述べる。

## 2 三条市の取組状況

前回の答申を受けてからごみの減量化及び資源化を推進するために実施した主な取組としては、まず清掃センターに直接搬入するごみ処理手数料を平成 20 年 7 月 1 日から最大積載量方式（搬入車両の最大積載量区分による負担）から従量制方式（10kg までごとに 60 円）に改めた。

次に、事業系ごみの減量化方策として、併せ産廃<sup>2</sup>の受入数量を平成 25 年度まで段階的に減少させ、最終的に 1 事業者の年間受入数量を 50 トンとした。また、剪定枝などの資源化指導（平成 21 年 7 月）、発砲スチロールの受入禁止と資源化先の紹介（平成 22 年 1 月）、ガラス類の受入禁止（平成 26 年 4 月）を実施してきた。

ごみの資源化の取組では、緑のリサイクルセンターにおける剪定枝の堆肥化や、学校給食の残渣を始めとする生ごみを堆肥化する完熟堆肥化センターを整備（平成 23 年 10 月開設）し、製造した堆肥を農業生産者などへ供給した。また、学校給食共同調理場や公立保育所から排出される廃食用油を回収してバイオディーゼル燃料化し、公用車の燃料として使用することで市民への意識啓発を図るとともに、公共施設及びスーパーなど市内 23 か所に廃食用油の回収ボックスを設置し、回収後、燃料化に取り組んできた。

さらに、環境啓発施設「かんきょう庵」を新たに整備（平成 25 年 4 月開設）し、

各種講座やイベントの開催を通じて広く市民への環境啓発に努めるとともに、清掃センターに搬入された粗大ごみのうち、再利用可能な家具などの無料配布会やフリーマーケットを定期的に開催し、リユースの取組を進めてきた。

これらの取組により、本市におけるごみの減量化及び資源化は比較的堅実に推移しているものの、本格的な少子高齢・人口減少社会の到来を見据えた時、これまでの取組を検証し見直すことで、今後も引き続き持続可能で安定した廃棄物行政を推進していく必要がある。

### 3 三条市のごみ処理の現状と課題

#### (1) ごみの排出量及び処理経費

本市における家庭系と事業系ごみを合わせた全体の排出量は、平成 20 年度の 45,738 トンから平成 22 年度には 41,999 トンまで減少したが、その後は平成 24 年度まで増加傾向で推移し、平成 25 年度では微減したものの 43,258 トンとなっている。(表－1 参照)

表－1 年度別ごみ排出量

区 分		実績						目標
		H20	H21	H22	H23	H24	H25	H32
家庭系 ごみ	ごみ量(t)	26,174	25,498	24,983	24,770	25,477	25,074	22,800
	割合(%)	57.2	59.3	59.5	58.9	58.6	58.0	58.2
事業系 ごみ	ごみ量(t)	19,564	17,505	17,016	17,271	17,989	18,184	16,352
	割合(%)	42.8	40.7	40.5	41.1	41.4	42.0	41.8
合計	ごみ量(t)	45,738	43,003	41,999	42,041	43,466	43,258	39,152

※ H32 の数値は循環型社会形成推進地域計画の目標値

また、ごみ処理経費については、新清掃センターを平成 24 年 7 月の供用開始に併せて運営を民間委託としたことにより、人件費や施設の燃料費及び薬剤の処理費が減る一方で、運営に係る委託料が増加することとなったが、全体の経費としてごみ処理経費は減少している。(3 頁 表－2 参照)

今後、更なるごみ減量化の取組や人口減少に伴い、排出されるごみ量は減少していくものと推測されるが、他方でごみ処理経費については、清掃センターの維持修繕による委託料や建設が予定されている新最終処分場に係る経費の増加が見込まれる。また、人口が減少しても世帯数は増加している状況の中では、ごみステーションの箇所数などを減らすことはむしろ市民サービスの低下につながるため、ごみ

収集運搬に係る経費の削減が図られる可能性は低いと考えられる。

このようなことから、ごみ排出量が減少しても、ごみ処理経費は減少せず、ごみ1トン当たりのごみ処理単価は増加していくと考えられる。

表-2 年度別ごみ処理経費の実績

単位：千円

区 分		H20	H21	H22	H23	H24	H25	
処理及び維持管理費	人件費	家庭系	165,056	170,729	170,288	168,820	75,938	68,964
		事業系	123,503	117,179	115,911	117,801	52,770	49,940
		計	288,559	287,908	286,199	286,621	128,708	118,904
	処理費	家庭系	162,278	151,825	161,607	139,856	21,268	20,784
		事業系	121,424	104,203	110,001	97,590	14,779	15,050
		計	283,702	256,028	271,608	237,446	36,047	35,834
	委託料	家庭系	423,380	426,809	407,012	405,915	550,975	584,170
		事業系	62,090	57,932	49,647	54,662	158,861	187,061
		計	485,470	484,741	456,659	460,577	709,836	771,231
	入費他 車両購	家庭系	0	0	0	0	4,169	4,543
		事業系	0	0	0	0	2,897	3,290
		計	0	0	0	0	7,066	7,833
その他	家庭系	63,878	51,875	48,992	50,639	52,339	53,912	
	事業系	3,232	5,617	1,221	1,577	4,181	1,966	
	計	67,110	57,492	50,213	52,216	56,520	55,878	
合計	家庭系	814,592	801,238	787,899	765,230	704,689	732,373	
	事業系	310,249	284,931	276,780	271,630	233,488	257,307	
	計	1,124,841	1,086,169	1,064,679	1,036,860	938,177	989,680	

#### ア 家庭系ごみ

家庭系のごみ量は、平成20年度の26,174トンから平成23年度には24,770トンまで減少したが、増減を経て平成25年度は25,074トンとなっている。(2頁表-1参照)

家庭系ごみの処理手数料である指定ごみ袋の料金については、平成15年度に家庭系ごみの有料化を導入する際、市民の負担率は当時のごみ処理経費の15%を基本とし、これにごみ袋製造原価及び消費税額を加えた額で設定したが、その後の新清掃センターの供用開始などに伴うごみ処理経費の変化やごみ袋製造原価

の高騰などを反映した金額になっていない。(表-3参照)

表-3 三条市のごみ処理手数料

■一般廃棄物

処理区分				取扱区分	処理手数料の額
家庭廃棄物	市が収集、運搬及び処分をする場合（指定袋を使う場合）	ごみステーション	可燃ごみ 不燃ごみ	指定袋大（45ℓ） 1枚につき	45円
				指定袋中（30ℓ） 1枚につき	30円
				指定袋小（15ℓ） 1枚につき	15円
				指定袋極小（10ℓ） 1枚につき	10円
家庭廃棄物	市が収集、運搬及び処分をする場合（粗大ごみ処理券を使う場合）	戸別収集	粗大ごみ	1個当たり 1,000円を限度として、品目ごとに規則で定める額	
家庭廃棄物	市民（市民から運搬の委託を受けた者を含む。）が市長の指定する処理施設へ搬入し、市が処分する場合（指定袋又は粗大ごみ処理券により排出する場合は、その処理手数料の額）		可燃ごみ 不燃ごみ 粗大ごみ	10kgまでごとに	60円
事業系一般廃棄物	事業者（事業者から運搬の委託を受けた者を含む。）が市長の指定する処理施設へ搬入し、市が処分する場合		可燃ごみ 不燃ごみ	10kgまでごとに	60円

イ 事業系ごみ

事業系のごみ量は、平成20年度の19,564トンから平成22年度には17,016トンまで減少したが、その後は増加傾向で推移している。（2頁表-1参照）

総排出量に占める事業系ごみの割合は平成24年度が41.4%であり、この割合は、県内20市の中で高い方から2番目となっている。

これは、人口に対する事業所数の割合を見た場合、本市は県内20市中3番目に高い6.0%となっており、事業所数自体が多いことが要因として考えられる。

1 事業所当たりのごみ排出量も県内 20 市中 3 番目に多い 2.89 トンとなっている。これについては、本市は地場産業の活性化を主目的として、産業廃棄物のうち一般廃棄物と併せて処理する、いわゆる併せ産廃の受入れを行っていることが要因の一つとして考えられる。

また、平成 25 年 2 月に清掃センターで実施した展開検査<sup>3</sup>では、事業系一般廃棄物の中に廃プラスチック類（ペットボトル、発砲スチロールなど）、金属くず、段ボールなどの資源物が混入していることが確認されている。このほかにも資源物が可燃ごみと混在して廃棄されている実態が見受けられることから、分別が徹底されていないことも要因として考えられる。

事業系ごみの処理手数料は、清掃センターへの搬入量 10 kg までごとに 60 円となっている。これは前回の答申当時の実質ごみ処理経費に対する負担率を 30% と設定したことによるものであるが、平成 25 年度の実績では、事業系ごみ処理経費に対する事業者の負担割合は 42.3% となっている。

## (2) 3R の推進について

ごみのリサイクル率については、平成 20 年度の 14.6% から平成 21 年度を除き増加傾向で推移し、平成 25 年度では 18.3% となっている。（6 頁 表－4 参照）

また、本市の有害ごみ及び粗大ごみを含む分別数は 11 種類であり、平成 26 年 4 月現在で県平均の 14 種類を下回っている。特に容器包装プラスチック、白色トレーの分別収集は県内 20 市中 17 市で取り組んでいるが、本市では行っていない。

平成 25 年 4 月 1 日に小型家電リサイクル法が施行されたことに伴い、本市でも平成 26 年度に小型家電の拠点回収方式による試験回収を行った。その結果を基に当審議会で検討を行い、地域バランスに配慮した中で、公共施設だけでなく市内スーパーなどにも協力を依頼し、拠点回収ボックスを 5 か所から 10 か所に増やすことや小型家電回収後の処理を障がい者の就労支援として活用するなどの意見を踏まえた上で、平成 27 年度から本格実施した。

表-4 ごみの減量化、再生利用の推移等

区 分			実績						目標	
			H20	H21	H22	H23	H24	H25	H32	
家庭系ごみ(t)	収集ごみ	燃えるごみ	19,466	19,054	18,473	18,263	18,906	18,566	16,797	
		燃えないごみ	842	773	732	750	810	755	682	
		粗大ごみ	108	149	89	96	97	99	89	
		資源物	5,202	4,881	4,983	4,925	4,993	4,842	4,537	
		計	25,618	24,857	24,277	24,034	24,806	24,262	22,105	
	直接搬入 ごみ	清掃センター	548	633	702	732	670	809	690	
		道心坂埋立地	8	8	4	4	1	3	5	
	家庭系ごみの計 【①】			26,174	25,498	24,983	24,770	25,477	25,074	22,800
	事業系ごみ(t) 【②】			19,564	17,505	17,016	17,271	17,989	18,184	16,352
ごみ排出量の合計(t) 【③=①+②】			45,738	43,003	41,999	42,041	43,466	43,258	39,152	
資源化量(t)	集団回収 【④】		1,036	723	773	755	705	677	695	
	資源物回収		5,251	4,923	4,983	5,701	5,960	5,776	5,271	
	中間処理後資源回収		530	456	428	475	1,415	1,571	1,791	
	資源化量の計 【⑤】		6,817	6,102	6,184	6,931	8,080	8,024	7,757	
リサイクル率(%) 【⑤÷(③+④)×100】			14.6	14.0	14.5	16.2	18.3	18.3	19.5	

※ H32 の数値は循環型社会形成推進地域計画の目標値

#### 4 今後取り組むべき方策について（提言）

##### (1) 処理経費の在り方

ごみ処理経費については、現状から削減の可能性は低い状況にあるが、本格的な少子高齢・人口減少社会の到来を見据えた中で、持続可能な環境行政と市民サービスの在り方も含めた経費の削減の方策を今後検討していく必要がある。

あわせて、家庭系ごみ及び事業系ごみの処理手数料については、双方とも受益者負担の原則に立ち適正な料金を設定することが必要である。

まず、家庭系ごみに係る処理手数料については、現在の指定ごみ袋により料金を設定後 12 年が経過したが、この間ごみ排出量だけでなく、清掃センターの供用開始などによりごみ処理経費にも変化が生じている。そこで、平成 15 年度の算定式に現在のごみ排出量及びごみ処理経費並びに消費税率 8% を当てはめて試算すると、10kg 当たりの処理手数料が 56 円となり、この額は、現在の 50 円を 6 円超過している。

以上のことから、家庭系ごみに係る処理手数料については現状を反映したものとすべきであり、具体的な料金設定に当たっては、ごみ処理経費の負担率を 15%とした平成 15 年度の基本的な考え方を踏襲し、改定する直近の 3 か年分のごみ量及びごみ処理経費の実績を用いて、より実態を反映し、今後予定されている消費税率の引上げ分を加味しつつ適正な料金に改定すること。(表-5 参照)

表-5 ごみ処理手数料を消費税率8%及び 10%で試算した場合の料金

1 指定ごみ袋の料金の試算額			
区 分	平成 15 年度 設定料金	消費税率8%で 試算した料金	消費税率 10%で 試算した料金
大:45 リットル袋(9kg)	45 円	50 円	51 円
中:30 リットル袋(6kg)	30 円	34 円	35 円
小:15 リットル袋(3kg)	15 円	18 円	18 円
極小:10 リットル袋(2kg)	10 円	12 円	13 円
10kg 当たりの処理手数料	50 円	56 円	57 円

平成 25 年度の家庭系ごみ排出量、処理経費及び平成 27 年度のごみ袋製造原価を基に試算。

【基礎数値等】

・ごみ処理単価(28.15 円/kg) =  $\frac{\text{ごみの処理経費(ごみ袋製造原価を除く)} 705,844 \text{ 千円}}{\text{家庭系ごみ排出量} 25,074\text{t}} \dots \textcircled{1}$

・ごみ比重:0.2kg/リットル(45 リットル:9kg、30 リットル:6kg、15 リットル:3kg、10 リットル:2kg)

・ごみ袋製造原価(45 リットル:8.0 円、30 リットル:6.3 円、15 リットル:4.1 円、10 リットル:3.1 円)

・負担率:15%

【算定式】

・各ごみ袋の料金 = [( $\textcircled{1}$ ) × 各袋のごみ比重 × 15%] + 各ごみ袋製造原価 ] × (1 + 消費税率)

2 清掃センターに直接搬入する場合の料金の試算額			
区 分	平成 20 年度 設定料金	消費税率8%で 試算した料金	消費税率 10%で 試算した料金
10kg までごとに	60 円	65 円	65 円

現在のごみ処理手数料 60 円を消費税率(5%)で割りかえした額を基に試算。

【算定式】

・直接搬入の料金 = (60 円 ÷ 1.05) × (1 + 消費税率) …  $\textcircled{1}$

・ $\textcircled{1}$ の算定額の一の位が5円未満の場合は、5円まで切り上げる。また、5円を超え 10 円未満の場合は、10 円まで切り上げる。



次に、事業系ごみを清掃センターに搬入し処分する場合の手数料（10 kgまでごとに 60 円）については、実質ごみ処理経費に対する負担率を 30%と設定したもののだが、直近の実績では既に 42.3%となり、30%を超えている。家庭系ごみに係る負担率を 15%と据え置くことから、今回、改定する理由は見当たらないが、家庭系ごみの料金とのバランスを考慮し、消費税率の引上げ分を加味した手数料体系に改定すること。（7頁 表-5 参照）

なお、ごみ処理手数料の改定時期については、今後消費税率の引上げが行われるタイミングも一つの時期として捉えて検討するとともに、市民及び事業者への周知などについては、広報やホームページを通じて適切に行うこと。

## (2) 事業系ごみの減量化方策等

本市の総排出量に占める事業系ごみの割合の高さや資源物の混入の実態が確認されている中で、事業系ごみの減量化及び資源化を更に推進していくためには、事業者の意識付けが必要不可欠である。

そのための方策として、市内の各種団体を通じて啓発に努めることが挙げられる。例えば、積極的に減量化及び資源化に協力した事業者を環境優良企業に認定し、対外的に事業者のイメージアップに結び付くなどのインセンティブを与えるような取組を今後検討することも有効である。

また、ごみの適正な搬入を徹底するため、適宜適切に展開検査を行うことも重要である。

併せ産廃の受入れについては、前回の答申では、原則受入れ禁止としたが、ただし書きにより産業育成の観点から段階的に受入数量を減量することとし、最終的に 1 事業者の年間受入数量を 50 トンに制限した。本市の産業振興の一環として行われていることは理解でき、審議会でも清掃センターの処理能力内での新たな取組についての意見もあったが、産業廃棄物という性質を踏まえると、やはり受け入れるべきではない。については、現在の 1 事業者の年間受入数量 50 トンの制限を維持していくのではなく、今後も減量化に向けて受入数量の制限強化を検討していく必要がある。

## (3) 3Rの推進について

平成 27 年 4 月から実施している使用済小型家電の拠点回収については、小型家電に含まれている貴金属やレアメタルなどの資源化を促進するために、この取組の意義も含め広報やホームページなどを活用して積極的に市民に周知を図ること。

また、県内の多くの市で取り組まれている白色トレイなどの分別収集については、市民に新たな分別作業や保管などの手間をかけることから、市民の意識調査を行うなど、費用対効果を十分検討すること。

## 5 終わりに

上述してきたように、当審議会では、本市を取り巻く状況を踏まえ、今後想定される廃棄物行政のあり方などを俯瞰した上で、持続可能な廃棄物処理をしていくために必要な視点を答申書という形で提言するものである。

市当局においては、少子高齢・人口減少社会の進展に伴う諸課題や地方創生への取組など重要課題が山積しているものと思料するが、廃棄物行政が市民生活の向上や住みよい環境づくりに欠かせない課題であることを再認識し、答申に基づいて適切に対応されるよう切に望むものである。

---

### ○注釈の用語解説

#### <sup>1</sup> 3R（スリーアール）

リデュース（Reduce）、リユース（Reuse）、リサイクル（Recycle）の3つのR（アール）の総称

- ・リデュース（Reduce） …ごみの発生抑制（物を大切に使い、ごみを減らすこと。）
- ・リユース（Reuse） ……再使用（使える物は、繰り返し使うこと。）
- ・リサイクル（Recycle） …再生利用（ごみを資源として再び利用すること。）

#### <sup>2</sup> 併せ産廃

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第11条第2項の規定により、市町村が一般廃棄物と併せて処理することが必要であると認める産業廃棄物。

三条市は、条例等により一般廃棄物の処理又は処理施設の機能に支障が生じない範囲内において、特定の事業活動に伴って排出される産業廃棄物のうち、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さの受入れを認め処理している。（有害性、危険性、引火性又は悪臭を伴うものを除く。）

#### <sup>3</sup> 展開検査

ごみの適正処理の徹底を図るため、ごみ処理施設において、一般廃棄物収集運搬許可業者の搬入車両からごみを降ろし、それを広げて内容物を検査するもの。

三条市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

氏 名	所 属 等	就任年月日 退任年月日
◎久保 富彦	三条市自治会長協議会 会長	H26. 8. 7 就任
○小越 憲泰	三条商工会議所 経営対策委員会委員長	H26. 8. 7 就任
豊岡 睦子	三条市消費者協会 役員	H26. 8. 7 就任
中村 信一	三条工業会 技術環境対策委員会 委員	H26. 8. 7 就任
原田 新一郎	栄商工会 監事	H26. 8. 7 就任
高橋 道雄	下田商工会 副会長	H26. 8. 7 就任 H27. 5. 16 退任
渡辺 定一		H27. 5. 17 就任
山口 祐憲	にいがた南蒲農業協同組合 経営管理委員	H26. 8. 7 就任
真野 幸一	三条運輸株式会社 代表取締役	H26. 8. 7 就任
稲村 由美	新潟大学 准教授	H26. 8. 7 就任
大橋 清	一般公募	H26. 8. 7 就任

◎会長、○副会長